

緑の木のまち拡大事業



【補助金の概要】

住宅や商業施設など民間の建築物での、京都府産木材(※)、北山丸太、京銘竹の利用を支援します
(※ 京都府産木材とは、京都府産木材認証制度により京都府産木材認証がされた木材です。)

【交付対象建築物】

・住宅、商業施設、事務所、児童福祉施設等(交付対象建築物の条件はHPをご参照ください)

【交付対象者】

・緑の工務店(登録制)
・特定事業者(1件の工事金額が1,500万円未満の増改築・内装の仕上げ工事に限ります)

【交付金額】

・京都府産木材(構造材等、内装材)、北山丸太製品、京銘竹製品の使用に応じた額の合計
・上限 40万円(多子世帯用住宅の場合 60万円)

【補助金額算出方法】

【構造材等】

京都府産木材の使用量の区分に応じた額から、府外で加工された京都府産木材(※)の使用量の区分に応じて減じた額
※ 府外で加工された京都府産木材は、京都府産木材認証において府内加工証明がされなかった木材

京都府産木材の使用量の区分	補助額	補助額 (多子世帯用住宅の場合)
1㎡以上5㎡未満	26,000円	39,000円
5㎡以上10㎡未満	65,000円	97,500円
10㎡以上15㎡未満	130,000円	195,000円
15㎡以上20㎡未満	195,000円	292,500円
20㎡以上25㎡未満	260,000円	390,000円
25㎡以上30㎡未満	325,000円	487,500円
30㎡以上	390,000円	585,000円

府外で加工された京都府産木材の使用量の区分	減額	減額 (多子世帯用住宅の場合)
1㎡以上5㎡未満	8,000円	12,000円
5㎡以上10㎡未満	20,000円	30,000円
10㎡以上15㎡未満	40,000円	60,000円
15㎡以上20㎡未満	60,000円	90,000円
20㎡以上	80,000円	120,000円

【内装材】

内装材は1㎡あたり1,500円(多子世帯用住宅の場合は2,250円)

【北山丸太製品、京銘竹製品】

購入金額の1/2(最大4万円)

【お申し込み】

・建築物の所在地を管轄する京都府広域振興局(京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の場合は京都府林務事務所)に申込書を提出してください。
(交付申請は、申込書(変更申込書を含む)を受け付けた日から2ヶ月を経過した日以降で、京都府産木材に係る工事完了後1年以内。)

【申込書受け付け】

4月1日～12月末日(今年度分)
2月1日～3月末日(来年度分)
※予算の範囲内での補助金交付になりますので、交付を確約するものではありません。

「緑の木のまち拡大事業」の開始について

新事業に開始に伴い、環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業(緑の交付金)は終了しました。

「緑の交付金」と「緑の木のまち拡大事業」の主な違い

	環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業 (緑の交付金)	緑の木のまち拡大事業
交付対象 建築物	主に住宅	住宅を含む民間の建築物 (目的等により対象外となる建築物有り)
交付 対象者	・緑の工務店 ・特定事業者(1件の工事費が、1,500万円 未満の増改築・内装仕上げ工事に限る)	・緑の工務店 ・特定事業者(1件の工事費が、1,500万円 未満の増改築・内装仕上げ工事に限る)
支援 内容	【上限】40万円(多子世帯用住宅60万円) 【補助額】 ・構造材等 : 使用材積×1万円/m ³ ・内装材 : 使用面積×2,000円/m ² (多子世帯用住宅3,000円/m ²) ・北山丸太 ・京銘竹 } : 価格×1/2(最大4万円)	【上限】40万円(多子世帯用住宅60万円) 【補助額】 ・構造材等 : 使用材積区分に応じた額 (府内産木材の加工した事業所等の 所在地が府内か府外で支援差有り) ・内装材 : 使用面積×1,500円/m ² (多子世帯用住宅2,250円/m ²) ・北山丸太 ・京銘竹 } : 価格×1/2(最大4万円)
手 続 き	【計画書】 受付期間: 通年 (計画承認が必要) 【交付申請書】 提出期間: ・計画承認後3ヶ月経過以降 ・京都府産木材に係る工事完了後1年以内	【申込書】 受付期間: 4月～12月末、2月～3月末 【交付申請書】 提出期間 ・申込書受付後2ヶ月経過以降 (変更申込書も受付後2ヶ月経過以降) ・京都府産木材に係る工事完了後1年以内

「緑の木のまち拡大事業」の申し込みと交付申請

緑の交付金で計画承認されている場合は、緑の木のまち拡大事業において下記の点留意のうえ、交付申請が可能です。

・以下の1から3に該当する場合は交付申請前に事業変更申込書の提出が必要(事業変更申込書の受付日から2箇月経過していない場合でも交付申請可)

- 1 計画承認を受けた事業計画に記載の交付申請予定額が増加する場合
- 2 計画承認を受けた事業計画に記載の交付申請予定額が2割を超えて減少する場合
- 3 計画承認を受けた事業計画に記載の京都府産木材使用量が2割を超えて増減する場合